

議案第 106 号調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今条例改正は、東京都人事委員会の給与に関する勧告を踏まえ、条例改正された市職員給与が引き上げられたことに対して、市職員との均衡を図るために期末手当支給月数を引き上げるために提案されたものです。しかし多摩全体の市が、それに連動している訳ではなく、10 市においてはそうではないと聞いています。判断は各市によって異なっており、議会に諮られるという事は議会が判断することが委ねられていると認識しています。

今回の見直しにより、年間 0.1 ヶ月引き上げるもので、実際には、職員は平均 35,000 円、議員は改正より 66,000 円が増額となる条例改正の提案です。

市民生活を見れば、様々な面から来年度は消費税の増税もあります。今回の議員報酬の値上げについて様々な市民にも聞いてみましたが、なかなか市民生活の大変さが伝わって来ました。私たち議員というのは条例の改正、つまり料金の値上げも含め市民に痛みを伴った議決もしなければならない立場でもあります。この点を考慮すれば、先ほど述べたような市民生活の現状を考慮すれば、議員報酬のアップとなる改正提案に賛成する訳にもいきませんし、また市民理解を得ることも難しいと考え、期末手当の引き上げの改正提案については反対するものです。